

若者版・市民協働事業提案制度実施要綱

(令和2年3月31日市民局長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、本市が若者を中心に構成される団体（以下「若者団体」という。）から、地域の課題解決やまちの魅力の向上等に取り組む事業の提案を募集し、協働で取り組む若者版・市民協働事業提案制度（以下「本制度」という。）を実施するために必要な事項について定めるものとする。

(若者団体の要件)

第2条 本制度において事業を提案することができる団体は、次に掲げる要件のすべてを満たす若者団体とする。

- (1) 市内に活動拠点を有する又は市内を活動地域としていること
- (2) 3名以上の構成員で組織されていること
- (3) 構成員が18歳から30歳代までの者であること
- (4) 今後の活動計画があること
- (5) 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと
- (6) 事業報告書等の未提出がないこと（特定非営利活動法人に限る。）
- (7) 法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する団体に限る。）を行い、かつ、仙台市において市税（個人の市民税（当該団体が仙台市市税条例（昭和40年仙台市条例第1号）第22条各号の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。）、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税及び都市計画税をいう。）を滞納していないこと
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）の統制下にある団体ではなく、かつ、団体の構成員に暴力団若しくは暴力団員との関係を有する者がいないこと
- (9) その他市長が不適切と認める団体でないこと

2 前項第7号に規定する要件は、市長が若者団体の同意に基づいて、市税の納付状況を調査することにより確認するものとする。ただし、若者団体が市税の滞納がないことの証明書（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）を提出した場合は、この限りでない。

(対象となる事業)

第3条 本制度の対象となる事業は、本市と若者団体の協働で実施することができるものであって、次に掲げる要件のすべてを満たすものでなければならない。

- (1) 提案団体と市が協働で実施する必要性があり、公益的、社会貢献的なものであること
 - (2) 社会や地域の課題解決や、魅力の向上に取り組むものであること
 - (3) 多様な主体と連携・協働しながら、若者が主体的に取り組むものであること
- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは対象外とする。
- (1) 営利を目的としたもの
 - (2) 特定の個人や団体のみが利益を受けるもの
 - (3) 本市が実施する他の助成制度の補助を受けているもの又は本市から資金の提供を受け、若しくは本市から提供された資金の運用益によって他に助成金を交付する制度を受けているもの
 - (4) 公序良俗に反するもの
 - (5) 法令、条例等に違反するもの
 - (6) 政治活動、宗教活動を目的とするもの
 - (7) その他市長が不適切と認める事業

(事業期間等)

第4条 事業期間は、事業開始日からその日が属する年度の2月末日までとする。

- 2 1つの若者団体がこの要綱に基づき事業を実施できるのは、1年度につき1事業とする。

(事業に係る費用の負担)

第5条 本市が負担する費用(事業に直接必要なものに限る。)は、予算の範囲内において、1事業あたり30万円を限度とする。

- 2 市長は、第11条の規定による協定書を締結したときは、協定書の規定に基づき本市が負担する費用を概算払により交付するものとする。

- 3 事業が完了したときは速やかに精算するものとし、残余金が生じた場合は、本市は返還を求めるものとする。

- 4 前項に規定する精算を行った際、当初予定していた総事業費を超過した場合は、本市は、超過分に関し負担しないものとする。

(公募)

第6条 市長は、提出期限及び審査日程等を示し、事業提案を公募するものとする。

(事前相談)

第7条 事業の提案をする若者団体は、次条の規定による事業提案書等の提出の前に、本市と事前相談を行うものとする。

(事業提案書の提出)

第8条 事業の提案をする若者団体は、指定された期日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業提案書(第1号様式)
- (2) 事業収支予算書(第2号様式)
- (3) 提案する若者団体に関する次の書類
 - (ア) 構成員の名簿
 - (イ) 団体の活動内容がわかるもの(チラシ、パンフレットなど)
- (4) 市税納付状況確認同意書(第3号様式)又は市税の滞納がないことの証明書
- (5) 誓約書(第4号様式)
- (6) その他市長が必要と認める書類

(審査)

第9条 市長は、前条の規定による提案のあった事業の審査を行うため、若者版・市民協働事業提案制度審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会は、別表に掲げる基準により審査を行うものとする。

(採択事業の決定)

第10条 市長は、審査会における審査結果に基づき、採択する事業を決定するものとする。

(協定書の締結)

第11条 前条の規定により採択された事業を提案した若者団体(以下「事業実施団体」という。)と市長は、事業実施につき必要な事項を協議し、合意に達したときは、当該事業に関する協定書を締結するものとする。

(変更等)

第12条 事業実施団体は、当該事業の内容を変更しようとするとき又は当該事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 事業実施団体は、当該事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(決定の取消)

第13条 市長は、事業実施団体が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、採

択事業の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する要件を満たさなくなったとき
- (2) 実施する事業が第3条に規定する要件を満たさなくなったとき
- (3) 偽りその他不正な方法により決定を受けたとき
- (4) 協定書に違反したとき

2 市長は、前項の規定による決定の取消に係る内容に関し、既に費用等が支払われている場合は、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(状況報告及び調査)

第14条 市長は、事業実施団体に対し、事業実施状況に関し報告させ、又は調査をすることができる。

(実施報告)

第15条 事業実施団体は、事業が完了したときは、事業完了の日から60日以内又は当該年度の3月15日までのいずれか早い日までに、次に掲げる書類を、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書（第5号様式）
- (2) 事業概要書（第6号様式）
- (3) 事業収支決算書（第7号様式）
- (4) 対象経費支出に関する領収書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 事業実施団体は、市長が指定する方法にて成果発表を行わなければならない。

(委任)

第16条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市民局長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年3月31日から実施する。

附 則 （令和3年3月26日改正）

この改正は、令和3年3月26日から実施する。

別表（第9条関係）

審査項目	審査の視点
ニーズの把握	・若者自らの課題意識・当事者意識によるものか ・地域や社会のニーズをとらえているものか
アイデア・先進性	・若者の視点・アイデアを生かした独創性や先進性のある取り組み内容となっているか
協働の要素	・市と協働で実施する必要があるか ・若者が主体的に取り組む内容であるか ・他団体や行政、市民などとの連携が生まれる仕組みになっているか
事業効果	・目的に対する効果が期待できる取り組みになっているか
実現性・計画性	・具体的かつ実現可能な内容であるか ・経費の見積もりは、事業内容に見合った妥当なものであるか
持続性・発展性	・事業終了後も、継続して取り組む姿勢や体制づくりがなされているか